

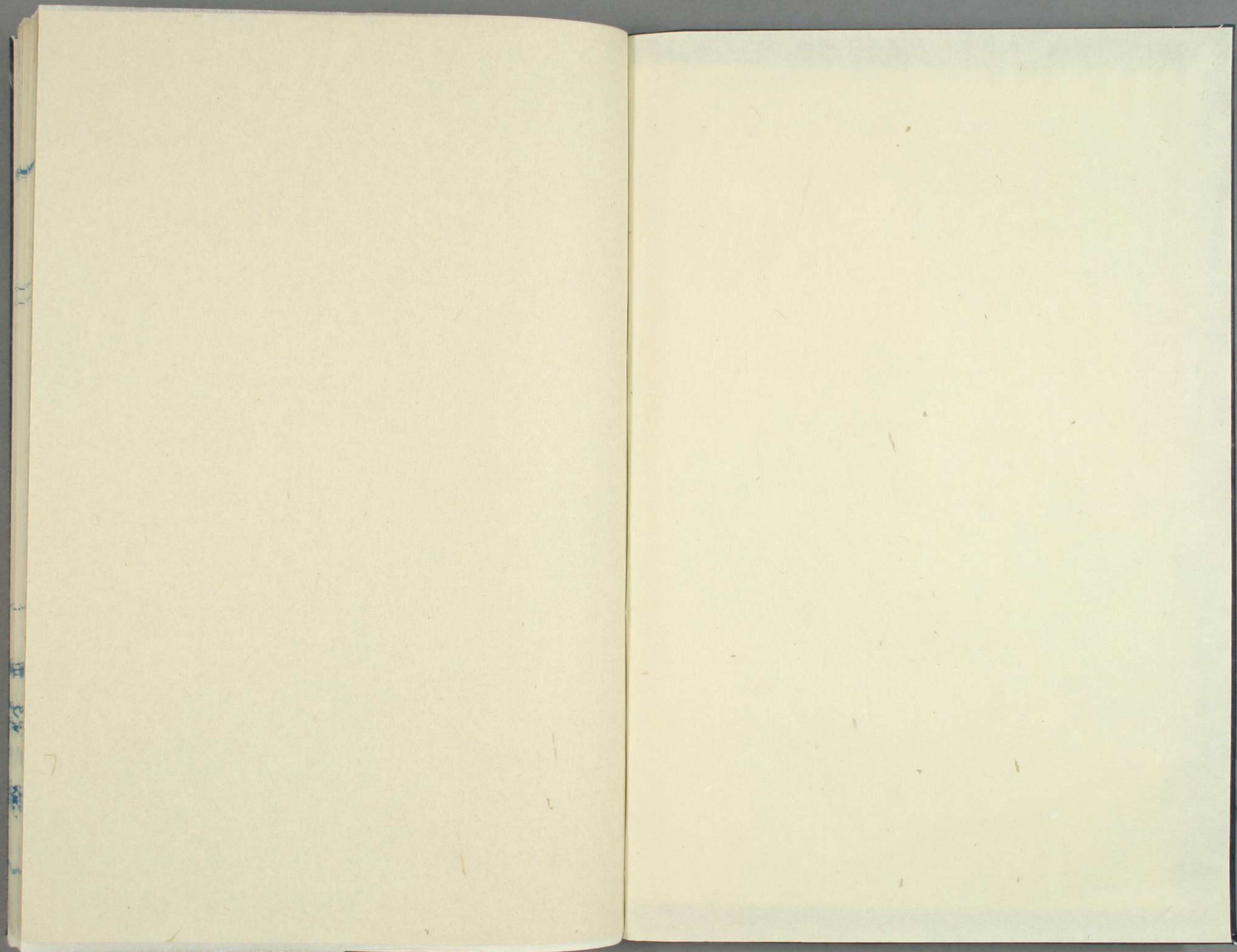


嚙氏約定法

卷十一

洋学文庫
文庫 8
C 158
3





節^{キツ}地^{テイ}約律第三篇 卷之三

節地約律第三篇 卷之三

目録

第三次 自己の所有物
の約定の事

一品物賣却并出品物交易の約定の事

① 右一般の規則

辭義論

賣與之因 亦有賣受之論

品物賣却并出品物交易の約定の事 論

申答一

賣與三因テ其ノ權ヲ喪セザルノ旨
 全量ノ内一部份ヲ賣與スルノ場合
 現在無キ物品賣與ノ旨
 既賣ノ旨
 欺賣ノ旨
 不正ノ不持品賣與ノ旨
 取理あり賣買ノ旨
 以テ之ヲ賣買ノ旨
 後ニ買ムアレル旨外ハモトモ
 價値ノ降下トモ見權賣人ノキニ存スル旨

節地約律第三篇 卷之三 目錄終

節地約律第三篇 卷之三

第三次 自己の所有物

一 品物賣却并ニ品物交易の約定の事

⊕ 右一般の規則

賣却交易トハ價值の代料又モ賠償の故を以て
 一人の所有物を變じて他人の所有物となルを
 云ふ但一賣却を其代料或正金とて拂ひ交易ハ
 其賠償を品物とて拂ふ是れ其兩條の區別なり

解

申

賣買の法
有るべき事

然れども法律の規則に於ては右兩條を同一の
物と見るなり

備此の如き約定ありては物を賣買する持主は
變換する事は英國の法律に於ては賣人より未
其品を賣人より引渡さるなりと雖も其約定は
て右品の持主は既し買人より移るなり又所有物
の懸賣を假令其懸賣の日限某の月某の日まで
と之ある事又若し其品今も賣人の手中に在

れ有るときは此賣買して其品の代料の爲し半事
をなす且代料と引替ふ非されハ之を渡さるる
の權は買人より賣人より其品を以て其買人を
既し右品の持主と見る也又所有物を賣る事ハ
向假令其價を定めしむと雖も之を取極る
と其品の持主は先既し買人より歸するなり
とあり

此事件は向數箇條の規則を示す事則ち尤の如

申察一線

今若し人ありて馬欲又る他の物を金子欲或る
他の代物欲以て我ふ賣らん其模様種々
ありて先第一右の馬ハ某の日ハ我り方ハ
渡さるべく又雙方の對諾結約して代料を拂ふ
の日限を定むる第一其代料の金高を拂
ひ第二其代料の内一部分の金子欲拂ひ第
四其為及令一銀錢なりと其手金欲賣人ハ渡

亦
具

し置さるる第五其ハ双方の諾合して其代料
を拂ひ先^或唯其手金欲差^又ハ代料を拂ふ
の日限を定めて其買ひし物^品を我方ハ引取る
然れ^其も此条^{ナリ}に於てハ何^レ也と其持主を改
むべき賣買十^ト分の取極^ト也^ト右第一箇條
に於て我^レ其物^ノ為^スハ^ト事^ト起^ル先^ト得^ル賣人
其代料^ノ為^スハ^ト事^ト起^ル先^ト得^ル賣人
條^ニ於^テ我^レ其買^ハし^ル物^ノ為^スハ^ト事^ト起^ル

申
條

て之故回復出多^レ也^レ第三箇条^レ於てハ我^レ
を^レ買ひし^レ物^レの^レ為^レハ^レ公^レ事^レ也^レ賣^レ人^レハ^レ右^レ代^レ料^レ
の^レ残^レ金^レの^レ為^レハ^レ公^レ事^レを^レ起^レ出^レを^レ得^レ多^レ也^レ第^レ四^レ箇^レ条^レハ^レ
於^レて^レハ^レ右^レの^レ品^レ物^レハ^レ差^レ金^レに^レ此^レ有^レ多^レ故^レ以^レて^レ違^レ約^レの^レ
節^レハ^レ我^レ等^レ互^レに^レ其^レ運^レ料^レを^レ取^レり^レ得^レ多^レ有^レ又^レ第^レ五^レ
箇^レ条^レハ^レ於^レて^レハ^レ賣^レ人^レ其^レ代^レ料^レの^レ為^レハ^レ公^レ事^レ也^レ起^レ出^レ故^レ
得^レ多^レ有^レ

又^レノ^レ一^レノ^レ氏^レの^レ規^レ則^レハ^レ曰^レく^レ若^レシ^レ我^レ金^レ子^レを^レ以^レて^レ我

△賣^レ事^レを^レ
欲^レせん^レて

ハ^レ馬^レを^レ賣^レ時^レハ^レ我^レ其^レ代^レ料^レを^レ受^レ取^レり^レ也^レ其^レ馬^レ
を^レ留^レ置^レく^レ故^レ得^レ多^レ也^レ然^レレ^レ共^レ右^レの^レ馬^レ故^レ買^レ人^レハ^レ引^レ渡^レ
さ^レず^レ不^レ内^レを^レ其^レ代^レ料^レの^レ為^レハ^レ公^レ事^レ也^レ起^レ出^レを^レ得^レ多^レ然^レ
と^レ雖^レ共^レ右^レ賣^レ買^レの^レ取^レ極^レり^レて^レ其^レ買^レ人^レハ^レ則^レ其^レ馬^レの^レ持^レ
主^レと^レ成^レれ^レ多^レ有^レ而^レして^レ若^レシ^レ買^レ人^レ連^レ合^レ其^レ代^レ料^レ
を^レ拂^レひ^レん^レと^レ言^レふ^レ時^レ我^レ之^レ故^レ所^レ以^レ拒^レむ^レ難^レ買^レ
人^レ其^レ馬^レを^レ取^レ去^レり^レ故^レ得^レ多^レ而^レして^レ若^レシ^レ我^レ其^レ代^レ料^レを^レ
差^レ留^レむ^レる^レ時^レを^レ買^レ人^レ我^レ強^レ留^レの^レ廉^レ也^レ以^レて^レ公^レ事^レ也^レ

其代料を得る也又若し我り馬賣買取極りて由引
渡し相濟する内小我り既小於て死出る時を我れ
其代料の為小半事起出我得る也是如何と云
此小右賣買の取極りて其馬を既小買人の物
有收るを以てなり

然れとて持主變移の事ハ代料拂ふべき時日
定限の有無小依りて同から出右の定限出れ有
る時ハ其賣買の取極直ち小正約となり買人未

△注
一馬ハ我
三尺〇一を屋
ニ当ル

其代料を祈り出とて既小其品の持主となり
却以て其約定して賣人小對して半事起出我
得るなり然れとて右の定限なき時を然る我得
出故小今後藏なる者吳服屋傳兵衛より羅紗二
十碼買ひて對談の代金即坐小拂ハさる時
を其賣買の取極虚無と云る也然共其時若し双
方の都合りて其代金拂ふべき日限起定動る
あはれを傳兵衛を其代金催促の為小半事起

此下は後藏の其羅紗引取の爲に公事起し
得る也

爰に車屋半兵衛と云く者元来長兵衛の借金

ありけり一日長兵衛より車の修復を請合ひ

て其仕料を現金にて相拂り多き趣以て約

定せり然るに長兵衛より其仕料を拂ひて

兼ての貸金以て差引き右車を渡取らんと云

ると雖も長兵衛其修復料を持領致さる内を

矢張り其年の持主より長兵衛に取
事能はるなり

又品物賣買取極の後召合ひし事持領ありの権を賣

人の手よりある時と雖も其持主の権及び其物に

有るの災難は買人の手よりある也故に爰に

吉多者并藏の乾草一堆を價百四十五兩

正月四日相賣渡さる旨を結約し但し其代

料は二月四日相拂ふべきの約定なり而

此物賣人の手より
と云ふは權買人の意

て其乾草を五月朔日まで^{甲氏}榮吉の地面中其俣
 差置き而して^{乙氏}年藏を其代料皆濟ふ相成り^至て
 之れを切斷致さるる旨取極め多し然るも此
 賣買の約定ハ後來賣渡の約定ハ^{アラスシテ}之れをくして
 其乾草の持主其時直ち買人年藏の手^{乙氏}相渡
 り^{ベリ}多し故尔其後右乾草焼失及^ハび^ハ其損耗^米
 若^チ則年藏の身^ハ保^リ多し
 又爰尔兩人相對して直股取極め而して買人

其代料故柳を^乙出^テ其場を^乙出^テ翌日復来
 リて^乙之れを拂ふ暗^トを賣人^乙之れを渡取^テ事以辭
 みて^乙之れを破談^ス多し故得^テヤ^リ是賣人其^乙拂^テの
 日限相^乙定^スる^ル時^ニ之れを相待^ツる^ルの^乙理^ト
 な^リ故以て^乙然^ル其^乙約定を取結^スる^ル時^ニ双方
 其日限^乙定^スる^ル時^ニ此規則を以て^乙推^ス難^シ故^ニ
 形^乙其^乙衛^テる^ル者^ハ人^乙竹藏^ハ燕^ハ麦^ハ一^乙堆^ハを賣^テ拂^テふ^ル
 其約定取結^スる^ル而して其約定^スる^ル竹藏^ハ四ヶ月

の岡^社柘^社兵衛の地面中^之を差置き約定の時
日より十二周の末^之其代料^之拂ふべき旨^之取
極め^之あり然る^之柘^社兵衛より則^之其約定通り十二
周の末^之至りて竹藏^之に對し右代料^之を催促^之及
ひあり此時竹藏^之これを拂ひ先後日^之至りて
これを拂ひあり然る^之處柘^社兵衛其^之遠約^之の^之廣を以て
これを他人^之に賣拂ひし^之故に竹藏^之其物^之を^之持領
致さる^之廣を以て公事^之成^之し^之これを回復^之する

事^之成^之り

賣^之興^之回^之る^之事^之
相^之違^之ハ^之レ^之也

然れ共^之所有物^之賣拂^之の^之公事^之に於て若し約定^之面^之に
其賣渡^之し^之付^之價^之に^之定め^之し^之為^之し^之其物^之を用意^之先
し^之旨^之賣人^之に^之申^之して^之取極^之め^之而^之して^之其賣渡^之し^之法
十分^之なら^之ざる^之時^之ハ^之其事^之成^之り^之終^之る^之まで^之持^之主^之の
賣移^之し^之れ^之ある^之事^之也

故^之に材木^之賣拂^之の^之約定^之に^之付^之買人^之源^之兵衛^之其^之買取^之る
し^之樹木^之に^之撰^之ひ^之て^之其^之印^之を^之附^之け^之而^之して^之賣

人藤吉を其樹木の頂端^花なる^花小枝葉切拂ひ
て其幹木^{買人}源兵衛と相渡^{買人}て^{買人}き旨^{買人}取極め其
後右材木の内一部を相渡して藤吉^{源兵衛}を其代料全
高を拂ひあり然る^{買人}小其残木の頂端及び枝葉を
悉く切拂ひする前^{買人}源兵衛分^{買人}散^{買人}ふ及ひたり此
時其残木の持主を右約定面^{買人}きて未^{買人}買人藤吉の
手小移らざる^{買人}以て右分^{買人}散^{買人}ふ其残木の悉く
分^{買人}散^{買人}取^{買人}扱^{買人}人の手小入^{買人}りたり

又獸皮敷筒を賣渡^{買人}て^{買人}其約定小其壹筒ハ皮
六十枚入^{買人}めて十二枚小付某の價を以て賣渡^{買人}て
し旨^{買人}取極めあり而して其皮敷を改め其壹
筒^{買人}こ^{買人}ふ何れと其約定通りの^{買人}敷^{買人}こ^{買人}れ^{買人}あり
さや否を吟味^{買人}て^{買人}元來賣人の職務^{買人}之^{買人}然^{買人}る^{買人}如^{買人}未^{買人}
此員敷を改^{買人}む^{買人}前^{買人}小其獸皮悉く焼失^{買人}ふ及ひ多
り此時^{買人}エレンボロ^{買人}氏并^{買人}ふセームスマン^{買人}ヒ
ルド氏^{買人}此^{買人}公事^{買人}小^{買人}右獸皮の代料^{買人}の爲^{買人}小^{買人}賣人よ

申
奉
一
條

り買人の對し公事を言ひ通ふは事能ひ也
右損耗の全く賣人の身は歸せしき旨裁許あり
ひあり

又油の賣渡しは白てハこれに相渡り前賣人よ
り桶匠を出して其油桶を改め且仲商其間出入
りて双方の為ニ沈底の汚物並水の有無を改
め而して後賣人の費用あり其桶は油を満
むを以て通例の高風とせ然るニ其吟味等

△注
一 噸 貳百七十
二 乃 三百目

相濟まはして引渡しこれなき内を其約定を以
て未持主を變換しき十分の約定と云ふら
は故に此時間買人分散する時ハ賣人其賣渡
しに拒む事得ざる而して麻二十噸は白壹
噸より其の價を以て之を賣渡し事ハ於て其
品大小分量不同あり此を以て内十噸を賣渡せる
公事並に分量不同あり數噸の油を賣渡せる公
事又ハ數噸の未皮を賣渡せる公事と於て右

同様の規則を以て之を裁許するなり

然れ共材木の賣渡しは向賣尺立方毎若干にて其の價

を以て其代料を相拂ふべき旨取組み而して

賣人買人双方の家僕をして其積敷を計らし

其賣人の家僕紙上は其屬を認免全積の勘定相

終らざる時の少事ハ裁廳に於て此庸を以て其

約定未全からざる物と取り難き趣ハ裁許せり

又若し一篇の品物全量の内一部分を賣渡し約

全量内一部分
賣渡したる時

定を取結ふ時を其一部分を全量の内より區
別せざる内を其約定未全からしめて措きの變
移之ある事なり故に其の同種の品を賣渡し
約定は向双方其品物の部類を取極めざる内を
其約定唯其の注文の書向に隨ひ一遍の品物を
給出するまでの約定は過さぬ故に其賣渡はしき
品物を何れの部より相渡はしき歟未相定まら
ざる内を一定せる品類の措きを變移する事な

然れども若し賣人買人の為ふ其賣渡出くさ
 分量取計りの権を与くられ而して買人其意
 小任り其時ハ及令賣人其代料を渡取るまで
 此を所持し居ると其指主断然買人の手小移
 る也故ふ若し常吉己此の倉中ふ二十桶以上満
 つし砂糖を所持しけりぐこれに并藏ふ二十
 桶賣渡出くさ約定を取結ひ而して最初四桶を
 引渡し并藏出れを渡取り其後常吉より其残桶

十六悉く全備したるを以て約定の通り早速之
 道引取るしき旨并藏ふ申送り并藏より都合
 次第此れを引取るしき旨移抄ふ及ひしり此時
 右賣渡りの儀ふ向并藏兼知りしり取極めた
 らを以て右の十六桶の持主を則ち并藏の手小
 移り常吉より其賣渡せる品物の代料を回復し
 る事此得らるり又若し品物波戸場支配人の手
 小出れあり而して賣人其品此賣渡出くさ書付

之買人の渡し買人を之れを右支配人方へ持参
 致し支配人の其品を相渡しし旨兼知致し又
 之賣人右書付を支配人に相渡し而して其趣
 買人通達致し買人これ兼知する時之則ち
 其品の持主十分買人の手に移りなり
 然れども荷主より預り主へ附属せし船中積
 入込あり品物を預り主へ賣渡し事を若し
 賣人荷主右積込の證文中に其品物を己れの代

現在無き物品

人へ渡さし旨兼認め而して之れを船長に托
 し船長兼知の上これに調印せし時ハ後令船長
 其品物を自由に取り扱ふの権を備ふると雖其
 持主を未預り主の手に移らざるなり
 又爰に品物を譲渡しし旨其證文を認むる時其
 品物に我々の手から預り主への證文に字引の證文を若
 し譲者其品物を我々の所有となしし後之れ
 在確定するに非ざれば虚無となす也是約定取

極めの時現在不道セヤ此れ有記品物を附具賣具スしき約定
を取結ふ時一般の規則トスなり

故ふ亦兵衛幕藏兩人ロビニシの公事ハコト小於て亦兵衛證文ロビニシ

を以て幕藏コトナシ一船フネの船賃儲金利潤を譲りセリ与ふ

あり然るに其船の海旅中海中コトナシ小於て取得コトナシする

鯨魚の油を幕藏コトナシ己コトナシの所有コトナシとして相渡コトナシさる

を以て亦兵衛コトナシこれを訴訟コトナシ及ひた事コトナシあり

此時コトナシ「エレンボロ」氏コトナシ裁決コトナシを内申述コトナシるあり

△亦兵衛小

亦其證文コトナシ亦て右鯨油コトナシの言前コトナシを立コトナシる亦向コトナシてハ一

の故障コトナシあり是則ち其證書を認めたる時コトナシ其油實コトナシ

亦未コトナシこれなく又必定コトナシ出れ有コトナシき見詰コトナシなり

りしを以てなり亦品物コトナシ附具の證書を正實コトナシ亦せ

んと亦多コトナシき其物コトナシ現在其場コトナシ亦存在コトナシする上の證

書亦非コトナシされハ真の正約と云ふくうら亦則コトナシ亦用

様の理コトナシ亦て讓者コトナシより地借人コトナシ亦地面を貸渡コトナシし而

して其證文コトナシを取結ふ時コトナシ進々羊並コトナシ亦其羊毛共相コトナシ

譲りしき旨にて約定致し地借人ハ右借地期限
 後又至りて右羊返濟ム及うしき旨を約せり然
 事此約定無効ナリ其故ハ此れを譲る
 べき約定を取結ぶ時ハ譲者實ハ其物の所持者
 然れ共若し爰ハ地借人より地主ハ對し借地の
 全權並小田畠中して後来取上ル相成りしき利
 一との見込ありしを以てありとあり

△引渡す
 相済まうる
 内カ

蓋然悉く地主ハ相譲り時右譲渡一の約定ハ
 後来其地より生ずる所の收納の利分を悉く
 地主の手に相渡りなり
 又若し器物製造の約定一遍を以て出るとき其
 物成就するも雖共其持主注文人の手に移る事
 故小幕郎孫六兩人の事ハ船大工孫六幕郎よ
 り遊山舟の注文を委けてこれを造り右注文人

幕即^{コシントス}は渡さるるを以て起りある公事^{コト}なり。備注^テ
文人^{コシントス}幕即^{コシントス}右舟の注文を致し而してこれ其代
料を拂切り己れの姓名を其舟に記さしめて
これを彩飾せしめたり。然其舟未^{コシントス}引渡されざる
を以て其持主^{コシントス}未^{コシントス}買人の手は移らざる
故に幕即^{コシントス}これを得る事能わざる趣^{コシントス}裁許せら
れし。

又跡吉并吉兩人の公事^{コシントス}於て跡吉紡績器械製

造の官許を渡けしるを以て并吉より紡器の造
文を凌取りあり。然るに跡吉右器械製造の職
人^{コシントス}新藏をしてこれを作らし免其趣を并吉より
達致し置きあり。備其器械成就致しある後跡吉
其器械を作り直さしき旨致相命しあり。依て新
藏^{コシントス}其新命に従ひ又之を成就して箱入し致し而
して後新藏^{コシントス}并吉の方^{コシントス}器械仕上りの趣を相違
しあり。然るに并吉^{コシントス}此を凌取りし趣^{コシントス}せざるよ

申入一系

り此事遂初事初となりあり此時新藏西其取組西あり
ある器械の少事初以於て年吉初より其代料を回復
し能初つらる事初以裁許初せられあり其故ハ右器械
不白初き新規作り直し昔の事初以至りてハ注文人
并吉初より新藏初ハ委細相任初あり儀初ハ不初れあり
し其持主初を年張職初人の手初ハ不初れありを以て
なり

又若し物具製造の約定を取結初ひ辭初くハ窓初の障

不初此初を作ら初し免初れ之を忘初ル歎免合初り先初き
約定を取結初ふ時初ハ其約定通り初に初れ之を其窓内初
歎免合初せあり後初ハ不初れ初ハ其持主相移初る初なり

然初れ其受初不初舟製造初不初注文の本人より人を差
遣初し其仕事初の持取初り不初後初以て追々其代料を拂
ふ初べき旨約定を取結初ひあり少事初以於てハ其追
々の拂初ひ不初由て其舟の持主初ハ不初れ之を拂初ふ人の

申上り係

手不漸々と相帰出多事不裁許せられ多し又其
後右同様の半事不於て漸々の拂金多て其最初
これ^之を拂ひしる部不向其舟の既不成就せる部
分の^{不有權}持主を注文本人の手不渡り其未成就致さ
るる部分の^{不有權}持主ハ造船方の權不在り而して漸
く其器材を加ふる不從ひて其益一加つある部
分の^{不有權}持主を注文人の所有となる事不裁許せら
れ多し

又右同様の半事不於て造船の儀不向及令其時
其舟不取向^未これなき物と雖其舟不取向く
き部分の物ハ其持主相移り然其及令右製造の
為不買ひ取くも物と雖其時未令其部分と
相成らざる物其持主相移り事不裁許せ
られたり

又爰不豫吉^{甲此}値五十磅多て降藏^{乙此}の植木字を作ら
しむべき旨注文不及ひ多し依て降藏^{乙此}注文通り

申
係

之
此れを造り其成就致したる旨状常吉亦通達致
し且其代料を凌取度旨状申し入多し此時常吉
右の代料を相渡し而して常吉方より人を差遣
り先まで之れを預り雇われ度旨を并藏亦相頼
み多し然るに此事は於てを并藏より其植木
室既亦常吉亦相渡し常吉亦此れを兼知の上
此れあり以て其持主を断然常吉亦多事亦裁
許せられたり又池の小事は於て訴訟人平藏の

注すまで車屋傳兵衛馬車を造り平藏其代料を
拂ひたり然るに其馬車注文は相違の處に何
も以て平藏又其車の前亦坐所を付られ度趣
を別股注文に及ひ多し然る處車屋其補造り其
延引致したるを以て平藏數度人を遣はして之れ
を促したり依て傳兵衛此れを其俣相渡さしき
旨状約せり而して平藏間より右の車を不味
し思ひ此れを賣拂ふべき事亦取窮め而して商

申入一系

賣柄ありとこれある廉を以て矢張り傳兵衛の店
 小差置き賣拂ひこれ度旨を頼み多し然る傳
 兵衛其後分散し多し其分散の時近其車
 依然として其傳兵衛の店よりあり多し
 此事の公事を於て平藏が右車の持主として傳
 兵衛の分散取扱人の相對しこれを我り方取
 るの理ありと裁許せられ多し
 又此物の競賣を於て別々置き置く品物の

賣口一人小落ち而して其度より競賣人其買
 人の名姓一々其品を記出時ハ法は於て各箇別
 々の約定をなす其品の持主一々買人の手小落
 りあり故に此公事を於て競賣の買人其買得
 たる品物の代料を拂ふ前よりこれを又他人
 小賣りの約定を取結ぶ事相成る趣に裁許せら
 れたり
 然れ共若し買人口上を以て同時一所の商人よ

リ各種の品物を買取るしき約定を取結ふ時、
及令其物の代料一々異なるも雖も各其品物
の持主に移さんとするも敢て別々の約定を
要せざるなり而して此の如き時、或して全約
定より取結ふ紙にて十石と云ふ事欲未し一定
せざる所なり故に番次郎半次郎兩人の公事
於て半次郎番次郎の店より種々の代料を以
て各般の品物を買取るしき約定を取結ひ而

て其代料一品五分強し十磅多らぬ少相成り多
り然るも半次郎これを買取るしき時同人の店
より於て其荷物を切り繕き又ちこれに印を付し
しき事等種々其手傳をなして而して右勘定ハ悉
く跡より差送らざる趣に相約したり故に其後
番次郎方より其代料の金高七十磅と相成り多
し勘定書白を添けて其荷物を送り多し然る處
其荷物半次郎方へ持運ひこれを渡さんとせし

申上り

取
得
受
入
海
calamitable sale

此法律に従て、矢張、全約定と相成る事、由定セリ裁許
せられ、但シ昔、爰一品、白く、之を
買取らば、十分の約定、之あり、而て、之と
同時、又他の品、白く、其取合を要さば、十分
分の取極、之あり、時ハ、此兩注文の取極、ハ各々
別々の約定、之あり、事ハ、裁許せられたり
又若し、正商、之なく、其不正を掩はん、之
為、修飾を加へ、多る賣買をなす時、ハ其物の持

申
入
係

小半次郎、現金にて、之を相拂ふ、之を以て、
其直股を減、之れ度、旨を猶望、之多、然無、之半次
郎、之を兼引致さるを以て、半次郎、其品物を
破談、之をさるとして、之を凌取らば、之を
以て、此事、之事とあり、多る、議院の法律、之所
より、之品物賣渡、之白書記せる約定、之あり、
以て、半次郎、其代料、之白番次郎、之對、之事、之
言ひ、通は事を得、之飲、之議論、之於て、右の儀、之

永
大
係

不有權
主爰移此る事なり

然れども其欺商を唯其賣買以虚無となすの權
を買人亦与ふるのみして其買取りある品物の
持主を之れを虚無となす事近矣張買人の手
亦之れあるなり故尔其欺商を知らずして買取
りある品物亦付之れを虚無となす事連の間
其品物買人の手亦ある事敢て故障ありと
故尔欺商を以て品物を相渡さず時ハ其渡

Calamity ale
不正の事
あり

たる者の分散を以て其品物持主の權一時ふる散
取扱人の手亦入る事なく猶渡され多者の手
亦之れあり而して右取扱人の撰扱よりて其
品を奪ふ事なく且取扱人亦よりて其品物を
欺罔の庸ふ落し約定を虚無となす事近矣其品
物亦亦渡されある者の手亦亦之れあるなり
英國一般の法則も於て其品の持主亦亦さる
者亦之れを賣す事亦於て其品の持主を他人亦移

松太郎の御

取^スある事能^レハ此^ト故^ニ今若^シ松太郎竹藏
の品物を盗^リ取^リて^之此^レを梅吉^ト賣^リ梅吉^ハ
此^レを知ら^ズて買^ハ取^ル時ハ及^テ令^テ盜賊^ト松太郎
を召捕^ル相成^ル此^ト竹藏^ハ訴訟^人と^ナりて梅
吉^ハ相手^取り公事^起りて其品^ノ代料^ヲを回復
ス^ル故^ニ得^ルなり
又若^シ一^品物^ノを賣^ル時^ハ及^テ
令^テ其買^方不明^ノ事^ナり^ト雖^モ其品^ノ持主^ヨ
得^ルなり

其品

リ買人^ハ對^シ右品^{取戻}の者^ハ公事^ヲを起^ルを
得^ルなり
然れ^ト若^シ一^品物^ノの真主^{其品}を他人^ハ
之^レを所持^セ免^ル或^ハ其品^{持主}の證文^ヲを預
け置き^テ此^レを唯^公然^ト其品^ヲ所持^セる
のみならず世^間對^シて實^ニ其持主^多るの
所行^ヲをな^ス免^ル而^シて此人^{其品}右^ノ原因^故
知ら^ズる人^ハ賣^ル時^ハ其品^ノ真主^{ヨリ}此^レを

申上

公市に於ては
取、論

取、戻、事、能、つ、き、ま、と、う、ふ、俾、其、品、を、賣、此

扱、た、る、人、の、職、業、柄、よ、り、其、人、實、し、之、れ、を、賣、買、ス、ル、の

権、を、所、有、せ、り、と、取、日、を、つ、き、廉、出、れ、あ、る、の、外、を

右、の、裁、判、及、つ、き、ま、す、レ

然、れ、と、し、真、の、持、主、よ、り、他、の、者、を、て、品、物、を、賣

買、せ、ら、る、不、付、其、持、主、を、移、此、事、相、成、ら、る、規

則、し、對、て、賣、不、一、の、格、外、の、事、あ、り、則、是、公、市、に

て、賣、買、の、時、な、り、但、し、此、格、外、の、規、則、を、公、市、に、て、モ

△此規則

其、時、賣、り、了、る、き、真、の、正、商、の、限、有、る、貨、物

或、し、懸、賞、等、の、取、引、を、於、て、負、令、ひ、公、市、に、於、て、成、る、雖、も

適、當、な、事、な、し

元、來、英、國、に、於、て、公、市、と、ハ、官、許、を、受、け、或、は、自、然

仕、来、り、の、風、習、よ、り、適、度、の、間、隔、を、以、て、各、所、に、設

く、る、市、場、を、云、ふ、な、り、然、れ、と、し、首、府、に、於、て

ハ、日、曜、日、の、外、各、店、毎、日、公、市、の、場、と、な、り、其、店、中

に、於、て、各、商、賣、買、成、な、は、を、以、て、別、し、公、市、場、を、設

申、入、り、系

くる事なり。然れ共龍動府に於て各商其店を開き
て賣買するを及令其店市場に取れなくして外
望より内間の景況を見る事能ひ出と雖とて矢
張り其店中にて賣りある物を公市の賣買に異
なる事なきと云

然れども公市官物の賣買を官命に依りある品物
の外官物にてこれを取らざるなり。而して人若し
盗らざる品物を取らこれを其後公市にて賣ると云

ハ第四世「ゲヨ」の法書第七卷及び八卷廿九
篇第五十七章に從ひ其盜まれくる者より賣人
を罪し其品の指主を回復し且及令本法書中
其品を回復せしむるの箇條出れなくと雖とて
其者に對し右回復の公事を有此事を得多也
又欺罔を以て賣渡す品物に取れを論出する事
尤の如し

賣人買人の間にて賣買の約定をなす時ハ其

後子買人今に引
出せり

申入一系

△其餘人の對して

品物の積取引渡ありしは、雖と其積主既

不賣移るを以て其故障を防くを得るなり然

共賣人より其賣買の約定を數人に取組みしれ

ある時其其餘の買人を言ひ防くより爰に其商

品の引渡ありしを得し故に賣人の品物を

外方の買人の賣後其約定を取結ぶ時其最初

ある者を以て真の買人とせ

るなり

又此の如き時買人の守護を以てしき品物引渡
一の例格ハ自ら其賣買せる品物の性質及び約
定の取極ハ格由る故ハ重大の品物の引渡
しを及令真にこれを引渡は事なりと雖と其
雛形圖取等を以て十分の引渡と出る也又若し
各種の品物賣買の約定を取結ぶ時其惣品の
内一部分を渡はれ以て十分とせり又一商店或
る商庫中の品物引渡一の為ふ其土地懸離れ

申入る系

價値、皆併に不
者、權受人、手
印、た、油

る時ハ唯其銀を請取、並くと以て餘の買人、言
以防くの儘なる引渡と、也。又爰ハ羊の賣
買、亦其買以取るべき羊を撰ひて、之れハ印を
附け而して、之れを他人ハ相托、置き他人、之れ
を兼知、致し時、他の買人を言防くべき十分の
引渡、と、なる也。

又其値を定め、拂日限を取極め、拂ひ上りて、其持
主、を相渡、出さ、約定を取結、し時、ハ及令、ハ買人、ハ

之、買人、ハ
之、賣人、ハ
之、買人、ハ

其物を渡、時置くと雖、ハ買人、其、其代料を拂、
る間、ハ其、持主、買人の手、移る、こと、な、し、而、して、此
の如き、公事、も、於、て、賣人、ハ、其、身、ハ、越、度、な、し、
其、拂、出、す、相、濟、中、の、事、内、ハ、假、令、不、明、の、事、な、く、其、事
情、を、知、ら、ず、買人、ハ、其、品、を、又、買、せ、る、者、ハ、對
出、ると、雖、其、代料、未、だ、拂、え、ら、る、時、ハ、其、品、を
取、戻、し、を、得、る、也。

申、ハ、一、系

い而して買人其品を渡取する上りて其拂を急
り或ハ^之此れを拂えざる時を賣人連うル其品取
戻^スの旨を申入る^レを得るなり又若し多数の
品を賣り後日其品の残分引渡の節ハ相違なく
右代料の金高を拂うべき旨相約して先其一部
分を渡し置く時ハ此最初^ハ相渡せる分ハ猶未
^不定^モを抱きある者^ハて其賣買の確定ハ後
日の拂方^ハ從^ハず^ル而して残分の品引渡の節

若し其請合ひする代料を拂ふ事を辞せしむ又を
最初^ハ渡し置く品^ハ物^ハ賣^レ戻^ルの旨^ハ此れを返さ
る時ハ賣人より公事^ハ起して其品を取戻出
とを得^ル

然れども品物引渡の時其代料請合の約定ハ双
方明く^レ此れを了解^ス又別段^ハ此れを申述
^レば^レ双方の所行よりして其事明瞭なる時
ハ必し^レ厳密^ニ取結^スを要せ^ル若し賣人の方

申すべし

さて品物の代料を度取らされハ商事相整り
るの廉を頼着せし^{取付}て其品を相渡出時ハ其品
則買人の持物^{持物}として取扱をま^手具又これ^手
其持物として裁判せらるなり

又爰ハ別種の^初事あり則ち若し賣人賣買せし
品物を買人の手へ渡し而して買人より某の時
日ハ其品物を返さく然らされハ其代料を拂
ふべき約書を受取る時ハ此の如き品の引渡

此は買人の手へ渡すなり

を以て其持主^{持主}買人の手へ移るなり又若し爰ハ
兩人ありて互ハ馬を^取換ふべき約定を取結
び而して其内一人某の時間ハ右取換ある馬を
返さくべき旨を取窮め而して其取究めたる時間
ハ^之これを返さく時ハ則ち其取換の約定ハ
の定約となるなり又若し互ハ賣品を返さく
き時間を取究むる事なくして其賣買ハ^初半事
起る時^之これを相當の時間ハ返さくれハ其賣

買の約定十分の定約となるなり

永
一
海
海

海
海

節地約律第三篇 卷之三 終

